

財政援助団体等監査結果報告

[公益財団法人神戸市スポーツ協会]

神戸市監査委員	細川明子
同	藤原武光
同	山本嘉彦
同	河南ただかず

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した令和元年度財政援助団体等監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監査の対象

公益財団法人神戸市スポーツ協会（以下「協会」という。）における出納その他の事務（神戸市（以下「本市」という。）からの財政援助及び公の施設の指定管理（神戸市生涯学習支援センター）に係る出納その他の事務を含む。）で、主として平成30年度執行の事務

2 監査の期間

令和元年9月13日～令和元年12月20日

3 監査の方法

監査は、出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

4 団体の概要

(1) 設立の趣旨

協会は、昭和22年12月に任意団体「神戸市体育協会」として発足し、平成2年4月に財団法人化された。平成10年10月には、財団法人神戸市スポーツ教育公社を統合し、学校給食事業及び体育施設管理運営事業等を引き継いだ。平成24年4月には公益財団法人に移行するとともに、

名称についても「神戸市スポーツ教育協会」に変更し、協会の目的を、すべての人々が生涯にわたってスポーツに親しみ、健康づくりができるスポーツ社会を基本理念に、神戸市におけるスポーツの普及及び競技力の向上を図るとともに、教育・健康増進に関する事業を行い、もって市民の健全な心身の発達及び保持に寄与することと定めた。

平成30年9月には、学校給食事業について、一般財団法人神戸市学校給食会に移管し、令和元年7月には、神戸市におけるスポーツ振興団体としての位置づけをより明確化し、スポーツの発展に取り組むため、神戸市スポーツ協会への名称変更を行った。

(2) 本市との関係

① 出捐

協会の基本財産は、2億円であり、本市は1億7,500万円(87.5%)を出捐している。

② 財政援助

平成30年度は、補助金として、スポーツイベント推進事業、各種大会運営事業等に7,076万円を交付している。

③ 公の施設の指定管理

神戸市生涯学習支援センターの指定管理者として協会を指定している。

なお、協会を構成団体のひとつとする共同事業体を地区体育館(東灘, 須磨, 垂水, 西), 中央体育館, 王子スポーツセンター, ポートアイランドスポーツセンター, 神戸ポートアイランドホール及び北須磨文化センターの指定管理者として指定している。

ア 指定管理料等

指定管理業務に係る平成30年度の指定管理料等は第1表のとおりである。

第 1 表 指 定 管 理 料 等

(単位 金額：千円)

	生涯学習支援センター	地区体育館	中央体育館	王子スポーツセンター
指 定 期 間	平成30年度 ～ 令和4年度	平成30年度 ～ 令和4年度	平成30年度 ～ 令和4年度	平成30年度 ～ 令和4年度
指 定 管 理 料 (うち修繕費) ※1	112,866 (2,366)	164,443 (7,351)	110,804 (3,586)	156,948 (3,586)
利 用 料 金 収 入	—	—	—	—
	ポートアイランドスポーツセンター	神戸ポートアイランドホール	北須磨文化センター	
指 定 期 間	平成30年度 ～ 令和4年度	平成30年度 ～ 令和4年度	平成30年度 ～ 令和元年度	
指 定 管 理 料 (うち修繕費) ※1	159,495 (7,700)	18,983 (18,983)	136,120 (6,000)	
利 用 料 金 収 入	94,246	385,730	—	

※1 修繕費は施設の補修・小修繕に係るものであり、年度終了後精算している。

イ 選定理由

神戸市生涯学習支援センターの指定管理者選定のための公募を実施したところ、2 団体の応募があり、指定管理者選定評価委員会において応募者からの提案書類に基づき総合的に評価された結果、協会の提案が、施設の運営に関する項目について、経験やノウハウを踏まえた提案がされており、適切で安定的なサービスを供給できると評価できること、また、生涯学習のネットワーク化推進や、市民講師のコミュニティ促進など、生涯学習支援事業を十分に理解した提案があり、評価できるものであること等により、総合的にみて安定的な管理運営が可能と判断され、指定管理者として選定されている。

ウ 指定管理者選定評価委員会による評価

指定管理の管理運営に対する評価は、学識経験者や公認会計士等の専門家等で構成される指定管理者選定評価委員会にて毎年度評価され、その結果は本市のホームページで公表されている。

今回の監査対象となった指定管理者の管理運営に対する平成 30 年度の総合評価(AAA, AA, A, B, C の 5 段階評価) 及び主な所見は第 2 表のとおりである。

第 2 表 総合評価及び主な所見

	生涯学習支援センター	地区体育館（東灘・須磨・垂水・西）	中央体育館	王子スポーツセンター
総合評価 ※	AA	AA	AA	AA
主な所見	<ul style="list-style-type: none"> 達成状況については、おおむね達成しており、評価できる。 利用者アンケートが利用者の0.25%ほどしかないため、もっと数を増やして、利用者の声を施設管理に生かしていくべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用率が高く満足度も高い。 当初の目標が高く、それらを達成していることから、満足度等の数値をこれ以上改善するのは難しいように思う。 	<ul style="list-style-type: none"> 前はメインの利用者数が減り、A評価だったが、今回は利用者も増え、数値が改善している。 利用者アンケートの数が少ないため、是非改善をお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者数も利用率も十分高いが、利用者アンケートの数が少ない点は改善を求める。 使用料収入が2年連続で減少している背景としては、他都市の大型複合施設への利用者流出が考えられる。
	ポートアイランドスポーツセンター	神戸ポートアイランドホール	北須磨文化センター	
総合評価 ※	AA	AA	AA	
主な所見	<ul style="list-style-type: none"> 利用者アンケートをもっと増やしていく必要がある。 50mプールの利用満足度が低いため、改善策を考えてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 前年度は利用者減少により評価が下がったが、今回は利用者数も持ち直している。 興行主に対するアンケートは取っているが、利用者に対するアンケートについても検討してほしい。 達成状況や数値の改善が見られる。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域に親しまれるセンターを目指し、子ども・親子向けプログラム、子連れで利用しやすい環境整備、子ども向け広報を充実させ、継続的に幅広い来館者の獲得に努めた結果、目標収入額を達成できたことは評価できる。 今後も、市民の文化の向上や地域振興に寄与していただきたい。 	

※総合評価は、公募施設において、運営実績（運営状況、利用状況、収支状況など）について、指定管理者からの提案内容の達成度や過去の運営実績との比較などを踏まえて行っており、AAは、運営内容が目標や計画、過去実績等をやや上回っているものである。

④ 役職員数

令和元年7月1日の役職員数は88人であり、うち本市派遣職員は7人である。

(3) 事業の概要

協会及び事業所の所在地は、第3表のとおりである。

事業所		所在地
協会（事務所）		中央区浜辺通5丁目1番14号
指	王子スポーツセンター	灘区青谷町1丁目1番1号
	ポートアイランドスポーツセンター	中央区港島中町6丁目12番地1号
定	ポートアイランドホール	中央区港島中町6丁目12番地2号
	中央体育館	中央区楠町4丁目1番1号
管	東灘体育館	東灘区魚崎南町6丁目5番11号
	須磨体育館	須磨区中島町1丁目2番2号
理	垂水体育館	垂水区旭が丘2丁目1番22号
	西体育館	西区春日台5丁目436
施	北須磨文化センター	須磨区中落合3丁目1-2
	生涯学習支援センター	中央区吾妻通4丁目1番6号
設		

協会の事業の概要は以下のとおりであり、主な業務量の比較は、第4表のとおりである。

① スポーツ・教育振興事業

市民皆スポーツを目指し、市民のスポーツ参加を促進するため、市民向けスポーツ大会及びレクリエーション事業を実施したほか、国際級、全国級の各種スポーツイベントの誘致支援、神戸マラソン支援事業、協会加盟団体等への助成事業などを実施した。

また、指定管理者として、体育施設、生涯学習支援センター、北須磨文化センターの管理運営を実施した。

② 給食・食育推進事業

安全で良質な学校給食用食材の供給及び食品検査の実施並びに学校給食を通じた食育、神戸市内産生鮮野菜の利用を高めるなど地産地消の推進を行っていたが、平成30年9月に、学校給食事業について、一般財団法人神戸市学校給食会に移管した。

③ スポーツ・教育施設収益事業

指定管理者として、神戸ポートアイランドホールの管理運営を行ったほか、神戸レディースフットボールセンター推進事業を実施した。

また、施設附帯等事業として、王子スポーツセンター、中央体育館及び神戸レディースフッ

トボールセンターで駐車場の運営を、ポートアイランドスポーツセンターでスケート靴の貸出事業、各施設での自動販売機の設置などを実施した。

④ 教育受託等事業

安全互助会受託事業等の教育受託事業を実施したほか、児童、生徒、教育関係者等を対象とした教育図書出版、図録などの美術商品等の委託販売を実施した。

第 4 表 業 務 量 の 比 較

項 目		平成30年度	平成29年度	対前年度 増 減	対前年度 増 減 率
市民スポーツ振興事業 市民スポーツ大会等の開催	大会数	8大会	8大会	0大会	0.0
	参加者数	72,353人	71,105人	1,248人	1.8
スポーツイベント誘致支援事業	国際～日本リーグ級	51件	60件	△9件	△15.0
スポーツ・教育施設運営事業 指定管理施設運営事業 生涯学習支援センター 施設スポーツ振興事業 中央体育館トレーニングルーム事業 スポーツ教室等事業	利用人数	406,266人	396,498人	9,768人	2.5
	利用人数	53,920人	49,452人	4,468人	9.0
	実施教室数	348教室	362教室	△14教室	△3.9
	受講者数	21,967人	23,174人	△1,207人	△5.2
学校給食推進事業 小学校・義務教育学校（前期課程）・特別支援学校	対象校数	169校	169校	0校	0.0
	対象人員	83,074人	83,044人	30人	0.0
	年間食数	15,024,932食	15,024,906食	26食	0.0
	対象校数	82校	82校	0校	0.0
中学校・義務教育学校（後期課程）	対象人員	34,378人	35,167人	△789人	△2.2
	年間食数	1,995,170食	2,152,586食	△157,416食	△7.3
スポーツ施設収益事業 レディースフットボールセンター推進事業	利用人数	54,130人	56,351人	△2,221人	△3.9
施設附帯等事業 駐車場等運営事業 （王子スポーツセンター） （中央体育館） （神戸レディースフットボールセンター） 管理施設附帯等事業 ポートアイランドスポーツセンター スケート靴貸出	延べ利用台数	113,875台	130,960台	△17,085台	△13.0
	収容台数	121台	123台	△2台	△1.6
	収容台数	38台	38台	0台	0.0
	収容台数	58台	58台	0台	0.0
貸靴件数	49,655件	55,415件	△5,760件	△10.4	

※ 学校給食事業は平成30年9月に事業移管したが、平成30年度の業務量は年間を通じた実績を記載。

(4) 経営状況と財政状態

協会の会計は、公益法人会計基準を適用しており、消費税処理は税抜処理である。

① 経営状況

経営状況は、第5表のとおりである。

第 5 表 比較正味財産増減計算書

(単位 金額：千円)

科 目	平成 30 年度		平成 29 年度		対前年度 増 減	対前年度 増 減 率
	金 額	構 成 比 率	金 額	構 成 比 率		
I 一般正味財産増減の部						
【 経常増減の部 】						
(1) 経常収益 (a)	3,170,093	100.0	5,919,013	100.0	△ 2,748,920	△ 46.4
① 基本財産運用益	3,826	0.1	3,826	0.1	0	0.0
② 特定資産運用益	110	0.0	110	0.0	0	0.0
③ 受取会費	520	0.0	520	0.0	0	0.0
④ 事業収益	3,038,430	95.8	5,777,673	97.6	△ 2,739,243	△ 47.4
市民スポーツ振興事業収益	8,542	0.3	10,312	0.2	△ 1,770	△ 17.2
スポーツ・教育施設運営事業収益	1,034,942	32.6	1,073,047	18.1	△ 38,105	△ 3.6
学校給食推進事業収益	1,451,464	45.8	4,228,634	71.4	△ 2,777,170	△ 65.7
スポーツ施設収益事業収益	386,617	12.2	321,409	5.4	65,208	20.3
施設附帯等事業収益	89,901	2.8	96,198	1.6	△ 6,297	△ 6.5
教育受託等事業収益	21,805	0.7	21,615	0.4	190	0.9
法人会計	45,156	1.4	26,455	0.4	18,701	70.7
⑤ 受取補助金等 (うち神戸市補助金)	93,010 (70,768)	2.9 (2.2)	88,202 (67,668)	1.5 (1.1)	4,808 (3,100)	5.5 (4.6)
⑥ 受取寄附金	1,295	0.0	1,111	0.0	184	16.6
⑦ 受取負担金	24,346	0.8	41,490	0.7	△ 17,144	△ 41.3
⑧ 過年度収益	412	0.0	—	—	412	皆増
⑨ 雑収益	8,141	0.3	6,079	0.1	2,062	33.9
(2) 経常費用 (b)	3,072,141	100.0	5,855,301	100.0	△ 2,783,160	△ 47.5
① 事業費	3,029,878	98.6	5,830,850	99.6	△ 2,800,972	△ 48.0
市民スポーツ振興事業費	137,500	4.5	134,117	2.3	3,383	2.5
スポーツ・教育施設運営事業費	1,038,962	33.8	1,066,411	18.2	△ 27,449	△ 2.6
学校給食推進事業費	1,475,188	48.0	4,268,707	72.9	△ 2,793,519	△ 65.4
食育・地産地消推進事業費	877	0.0	1,361	0.0	△ 484	△ 35.6
スポーツ施設収益事業費	305,258	9.9	288,584	4.9	16,674	5.8
施設附帯等事業費	49,129	1.6	50,412	0.9	△ 1,283	△ 2.5
教育受託等事業費	22,961	0.7	21,254	0.4	1,707	8.0
② 管理費	42,262	1.4	24,451	0.4	17,811	72.8
当期経常増減額 (A = a - b)	97,951	—	63,711	—	34,240	53.7
【 経常外増減の部 】						
(1) 経常外収益 (c)	—	—	1,012	—	△ 1,012	皆減
(2) 経常外費用 (d)	2,584	—	318	—	2,266	712.6
当期経常外増減額 (B = c - d)	△ 2,584	—	693	—	△ 3,277	△ 472.9
法人税、住民税及び事業税 (C)	23,118	—	16,479	—	6,639	40.3
当期一般正味財産増減額 (D = A + B - C)	72,249	—	47,925	—	24,324	50.8
一般正味財産期首残高 (E)	723,430	—	675,504	—	47,926	7.1
一般正味財産期末残高 (F = D + E)	795,679	—	723,430	—	72,249	10.0
II 指定正味財産増減の部						
当期指定正味財産増減額 (G)	△ 11,340	—	△ 11,985	—	645	5.4
指定正味財産期首残高 (H)	310,076	—	322,061	—	△ 11,985	△ 3.7
指定正味財産期末残高 (I = G + H)	298,736	—	310,076	—	△ 11,340	△ 3.7
III 正味財産期末残高 (J = F + I)	1,094,415	—	1,033,506	—	60,909	5.9

② 財政状態

財政状態は、第6表のとおりである。

第6表 比較貸借対照表

(単位 金額：千円)

科 目	平成30年度末		平成29年度末		対前年度 増 減	対前年度 増 減 率
	金 額	構 成 比 率	金 額	構 成 比 率		
資 産	1,513,061	100.0	2,033,981	100.0	△ 520,920	△ 25.6
I 流動資産	711,203	47.0	1,179,016	58.0	△ 467,813	△ 39.7
1 現金・預金	553,427	36.6	876,089	43.1	△ 322,662	△ 36.8
2 未収金	149,962	9.9	292,322	14.4	△ 142,360	△ 48.7
3 商品	534	0.0	2,252	0.1	△ 1,718	△ 76.3
4 前払金	60	0.0	60	0.0	0	0.0
5 前払費用	7,218	0.5	8,029	0.4	△ 811	△ 10.1
6 前払リース債務	—	—	262	0.0	△ 262	皆減
II 固定資産	801,857	53.0	854,964	42.0	△ 53,107	△ 6.2
1 基本財産	200,000	13.2	200,000	9.8	0	0.0
(1) 投資有価証券	200,000	13.2	200,000	9.8	0	0.0
2 特定資産	494,129	32.7	518,066	25.5	△ 23,937	△ 4.6
(1) 退職給付引当資産	87,641	5.8	99,726	4.9	△ 12,085	△ 12.1
(2) 減価償却引当資産	139,617	9.2	139,617	6.9	0	0.0
(3) 特定準備資産	111,375	7.4	111,375	5.5	0	0.0
(4) 施設運営積立資産	50,000	3.3	50,000	2.5	0	0.0
(5) 建物	39,547	2.6	41,267	2.0	△ 1,720	△ 4.2
(6) 構築物	65,039	4.3	74,944	3.7	△ 9,905	△ 13.2
(7) 什器備品	908	0.1	1,135	0.1	△ 227	△ 20.0
3 その他固定資産	107,727	7.1	136,898	6.7	△ 29,171	△ 21.3
(1) 建物	2,777	0.2	3,348	0.2	△ 571	△ 17.1
(2) 構築物	80,437	5.3	90,050	4.4	△ 9,613	△ 10.7
(3) 車両運搬具	2,245	0.1	4,490	0.2	△ 2,245	△ 50.0
(4) 什器備品	11,138	0.7	18,188	0.9	△ 7,050	△ 38.8
(5) リース資産	2,330	0.2	7,010	0.3	△ 4,680	△ 66.8
(6) ソフトウェア	4,339	0.3	8,706	0.4	△ 4,367	△ 50.2
(7) 機械・装置	3,956	0.3	4,563	0.2	△ 607	△ 13.3
(8) 水道施設利用権	304	0.0	341	0.0	△ 37	△ 10.9
(9) 敷金・保証金	155	0.0	155	0.0	0	0.0
(10) 預託金	43	0.0	43	0.0	0	0.0
負債及び正味財産	1,513,061	100.0	2,033,981	100.0	△ 520,920	△ 25.6
負 債	418,645	27.7	1,000,474	49.2	△ 581,829	△ 58.2
I 流動負債	329,839	21.8	896,094	44.1	△ 566,255	△ 63.2
1 未払金	234,912	15.5	651,311	32.0	△ 416,399	△ 63.9
2 前受金	33,910	2.2	28,934	1.4	4,976	17.2
3 未払法人税等	23,118	1.5	16,479	0.8	6,639	40.3
4 未払消費税等	12,055	0.8	4,466	0.2	7,589	169.9
5 預り金	24,677	1.6	192,545	9.5	△ 167,868	△ 87.2
6 未払リース債務	1,165	0.1	2,357	0.1	△ 1,192	△ 50.6
II 固定負債	88,806	5.9	104,380	5.1	△ 15,574	△ 14.9
1 長期リース債務	1,165	0.1	4,653	0.2	△ 3,488	△ 75.0
2 退職給付引当金	87,641	5.8	99,726	4.9	△ 12,085	△ 12.1
正 味 財 産	1,094,415	72.3	1,033,506	50.8	60,909	5.9
I 指定正味財産	298,736	19.7	310,076	15.2	△ 11,340	△ 3.7
1 出捐金	200,000	13.2	200,000	9.8	0	0.0
(うち基本財産への充当額)	(200,000)	—	(200,000)	—	(0)	—
2 受取補助金等	87,624	5.8	97,969	4.8	△ 10,345	△ 10.6
(うち特定資産への充当額)	(87,624)	—	(97,969)	—	(△10,345)	—
3 受取寄附金	11,111	0.7	12,107	0.6	△ 996	△ 8.2
(うち特定資産への充当額)	(11,111)	—	(12,107)	—	(△996)	—
II 一般正味財産	795,679	52.6	723,430	35.6	72,249	10.0
(うち特定資産への充当額)	(307,752)	—	(308,264)	—	(△512)	—

(5) 業務の適正を確保するための取組状況

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する第90条第5項に基づく業務の適正を確保するための体制の整備について理事会で決定する必要はないが、業務の適正を確保するための取組状況は第7表のとおりである。

第7表 業務の適正を確保するための取組状況

項 目	主な取組	実施状況
法令及び定款の適合性	・業務運営の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する規程	平成19年3月1日施行 令和元年7月1日最終改正
	・公益通報取扱要綱	平成19年3月1日施行 令和元年7月1日最終改正
	・監事による監査	決算に関する監査を年1回実施
	・自主監査の実施	年1回実施
	・顧問弁護士への相談	顧問契約を結び随時相談を行っている。
	・コンプライアンスに関する啓発・研修	年1回研修を実施
情報の保存及び管理	・法人文書管理規程	平成4年4月1日施行 令和元年7月1日最終改正
	・個人情報保護規程	平成10年10月1日施行 令和元年7月1日最終改正
	・特定個人情報等取扱規程	平成28年1月1日施行 令和元年7月1日最終改正
	・情報公開取扱要綱	平成14年4月1日施行 令和元年7月1日最終改正
	・情報セキュリティポリシー	平成21年12月1日施行 令和元年7月1日最終改正
	・情報セキュリティ研修	年1回実施
損失の危険の管理	・災害対応計画	毎年度当初に改正
	・情報セキュリティポリシー	平成21年12月1日施行 令和元年7月1日最終改正
	・情報セキュリティ研修	年1回実施
効 率 性	・第4次中期経営計画（平成30年度～令和4年度）	平成30年3月8日策定
	・予算の策定及び執行管理	予算については、理事会に議案として供し、承認を得ている。予算執行管理は、9月、12月の決算見込みを会長代行兼副会長及び常務理事に報告している。
	・組織規程	平成4年4月1日施行 令和元年7月1日最終改正
	・専決規程	平成4年4月1日施行 令和元年7月1日最終改正
	・会計規則	平成4年4月1日施行 令和元年7月1日最終改正

5 監査の結果

協会は、平成30年度から令和4年度を対象期間とした中期経営計画において、「すべての市民がスポーツ・健康づくりや生涯学習を通じて健康で文化的な生活を楽しめる豊かな社会の実現」を経営理念と定め、スポーツ振興事業、生涯学習事業及び指定管理施設の運営に取り組んでいる。

監査の結果、スポーツ・教育振興にかかる各種事業を実施し、設立の目的に沿って運営がなされているものと認められた。

補助事業については、スポーツイベントの誘致及び支援、市民参加の各種スポーツ大会の開催、競技団体への支援等、補助金の交付目的を達成しているものと認められた。

また、神戸市生涯学習支援センターの指定管理については、条例、指定管理協定書に従って適正に管理運営されているものと認められた。なお、協会を構成団体のひとつとする共同事業体による公の施設の指定管理については、別途報告する。

しかし、事務の一部について改善を要する事例があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

(1) 経営に関する事項について（第5表参照）

平成30年度の経常収益は31億7,009万円、経常費用は30億7,214万円で、当期経常増減額9,795万円から当期経常外増減額△258万円を加えた当期一般正味財産増減額は7,224万円となっている。

経常収益は前年度に比べ27億4,892万円（△46.4%）減少している。これは主として、学校給食事業の移管により、事業収益が減少したこと等による。

また、経常費用は前年度に比べ27億8,316万円（△47.5%）減少しているが、これについても学校給食事業の移管により事業費が減少したこと等による。

経常費用の減少額が経常収益の減少額を上回っていることから、当期経常増減額は前年度に比べ3,424万円増加したほか、当期経常外収支増減額は前年度に比べ327万円減少、法人税等は前年度に比べ663万円増加した結果、当期一般正味財産増減額は前年度に比べ2,432万円増加している。

(2) 財政に関する事項について（第6表参照）

平成30年度末の資産は15億1,306万円で、前年度末に比べ5億2,092万円（△25.6%）減少している。これは主として、学校給食事業の移管による事業規模の縮小により現金・預金が減少したこと等による。負債は4億1,864万円で、これについても学校給食事業の移管により未払金が減少したこと等により、前年度末に比べ5億8,182万円（△58.2%）減少している。また、正味財産は10億9,441万円で、前年度末に比べ6,090万円（5.9%）増加している。

(3) 指摘事項

①本市補助事業の実績報告を適正に行うべきもの

平成30年度の本市への補助事業実績報告について、その決裁が平成31年4月1日起案、平成31年5月22日決裁と記載されているところ、添付されている報告書の案文の日付は平成31年4月1日であった。また、実際に本市へ提出された報告書の写しも添付されていたが、これについては平成31年3月31日付けとなっていた。

決算整理とは、会計期間の取引を集計、確認して修正する作業であるが、当然決算日以降に行われる作業であり、新年度に異動があった場合でも、新任者が前任者に電話で聞いたりして引継ぎを受けながら行うものである。

報告を受けた本市では、出納整理期間中に、報告書の提出を受けた日付で精算処理を行うこととなっているため、報告書の日付は実際に提出する日付で処理するべきである。

(4) 意見

①小口現金取扱要綱の変更について

協会の小口現金取扱要綱第5条によると、「小口現金管理者は月末又は用務終了後すみやかに精算報告書を作成し、残金がある場合には戻入処理の手続きをとらなければならない。」とされている。一方、協会現金等管理マニュアル（小口現金取扱事務）における小口現金の現金取扱事務においては、「年度末の残高の戻入は行わず、留保して、新年度も引き続き使用する」となっている。

小口現金残高については、毎月現金と小口現金整理簿の照合を行うとともに、年度末においては、残高証明書を所属長名で発行し、残高の確認を行っている。

各施設においては、1年に1回報告書を提出し、次年度に現金留保を行っている施設が多かった。

そのため要綱についても、小口現金制度に見合った仕組みに改めることを検討されたい。

凡 例

- 1 文中及び表中で用いる数値は、原則として表示単位の一つ下の位以下を切り捨てている。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 2 各表中の比率は、百分率で表示し、小数点以下第2位を四捨五入している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
 - 「0」及び「0.0」 該当数値はあるが、単位未満のもの。
対前年増減額及び率の場合は、零を含む。
 - 「－」 該当数値なし、算出不能又は無意味のもの。
 - 「ほぼ皆増」増加率が1,000%以上のもの。
 - 「ほぼ皆減」減少率が1,000%以上のもの。
- 4 文中及び各表中でいう消費税とは「消費税」及び「地方消費税」をいう。